

第三次三重県建設産業活性化プラン

令和2年4月
三 重 県

はじめに

本県では、時代潮流や社会経済情勢の変化などを的確にとらえ、「みえ県民カビジョン」が掲げる基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を具体化するため、「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」を策定し、計画の柱の一つとして、「『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～」を掲げて、ソフト・ハード両面から防災・減災、国土強靱化対策を一層強化していくこととしています。

近年は、気候変動の影響等により、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害の発生が続いています。三重県でも、令和元年は過去最多となる記録的短時間大雨情報が発表されるなど、頻発する豪雨災害等の脅威に対する備えの重要性が再認識されたところです。

このような中、地域の建設業は、災害対応等、「地域の守り手」として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っています。

しかしながら、その多くは、就業者の高齢化や、若手入職者の減少等による担い手不足、建設投資の大幅な減少に伴う経営の不安定化等、厳しい経営環境におかれています。このため、建設業の活性化に向けて、従来の「新三重県建設産業活性化プラン」に新たに「働き方改革」の視点を加えた「第三次三重県建設産業活性化プラン」を策定しました。

今後も、「地域の守り手」として未来に存続し続ける建設業の実現を目指して、県と建設業界がともに力を合わせ、県民が安全に安心して暮らすことが出来る県土づくりに取り組んでまいります。



令和2年4月
三重県知事 鈴木 英敬

第三次三重県建設産業活性化プラン

1	策定の趣旨	1
2	将来ビジョン	1
3	取組方向	1
4	計画期間	1
5	建設業に期待する役割	2
6	建設業をとりまく現状	5
7	建設業の課題	15
8	前活性化プランの検証	16
9	取組方針	17
10	取組目標	18
11	取組施策	21
	(参考資料)	27

三重県建設産業活性化プラン検討会議

1 策定の趣旨

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。新三重県建設産業活性化プラン（以下「前活性化プラン」という。）の取組により、売上高経常利益率の向上など一定の成果はありましたが、将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすためには、引き続き取組を進める必要があります。

このため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」（以下「第三次活性化プラン」という。）を策定し建設業の活性化に取り組みます。

2 将来ビジョン

建設業の将来ビジョンを、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とします。

技術力を持ち地域に貢献できる建設業
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

3 取組方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点をふまえて、前活性化プランに引き続き入札・契約制度の改善を中心に取組を進めます。

4 計画期間

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の計画期間と合わせて、令和2年度から令和5年度までとします。

5 建設業に期待する役割

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、県民生活に必要不可欠な社会資本の整備や、高度経済成長期に整備され、老朽化が進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割が期待されています。



一般国道 477 号四日市湯の山道路改築事業（菰野町）



三滝川河川改修事業（四日市市）



オカ谷砂防事業（紀北町）



宇治山田港海岸整備事業（伊勢市）



道路の除雪作業（いなべ市）



道路の除草作業（松阪市）

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、頻発・激甚化する水害・土砂災害や南海トラフ地震の発生が危惧される中で発災後の迅速な復旧・復興作業や、家畜伝染病の発生時における防疫作業など、地域の安全・安心を確保する役割が期待されています。

◆ 災害協定※1による緊急対応

平成 29 年度は、豪雨・台風による災害が県内各地で発生し、各地域の建設企業が災害協定に基づく緊急対応を計 49 件実施しました。

平成 29 年 10 月の台風第 21 号の豪雨では、松阪市内の一般国道 166 号が土砂崩落により通行止めとなりましたが、災害協定により地域の建設企業が迅速に対応し、当日中に通行止めを解除することができました。

国道 166 号 土砂崩落 緊急対応状況



※1 三重県と三重県建設業協会が締結している「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」

◆ 防疫協定※2による緊急対応

令和元年 7 月にいなべ市で県内初の CSF が発生しました。防疫協定により地域の建設企業が昼夜連続で 15 日間、延べ 370 人による防疫作業を実施し、迅速に埋却処分を完了することができました。

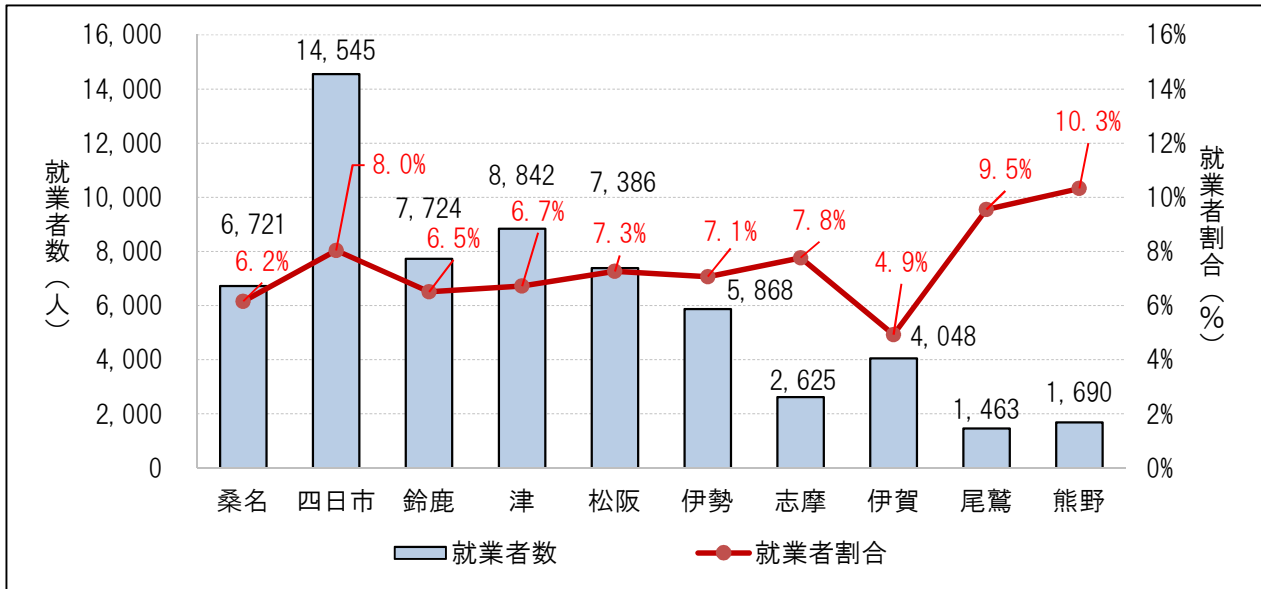
いなべ市 CSF 緊急対応状況



※2 三重県と三重県建設業協会が締結している「家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の基本協定」

(3) 地域の雇用を担う建設業

建設業は、地域の主要な産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割が期待されています。



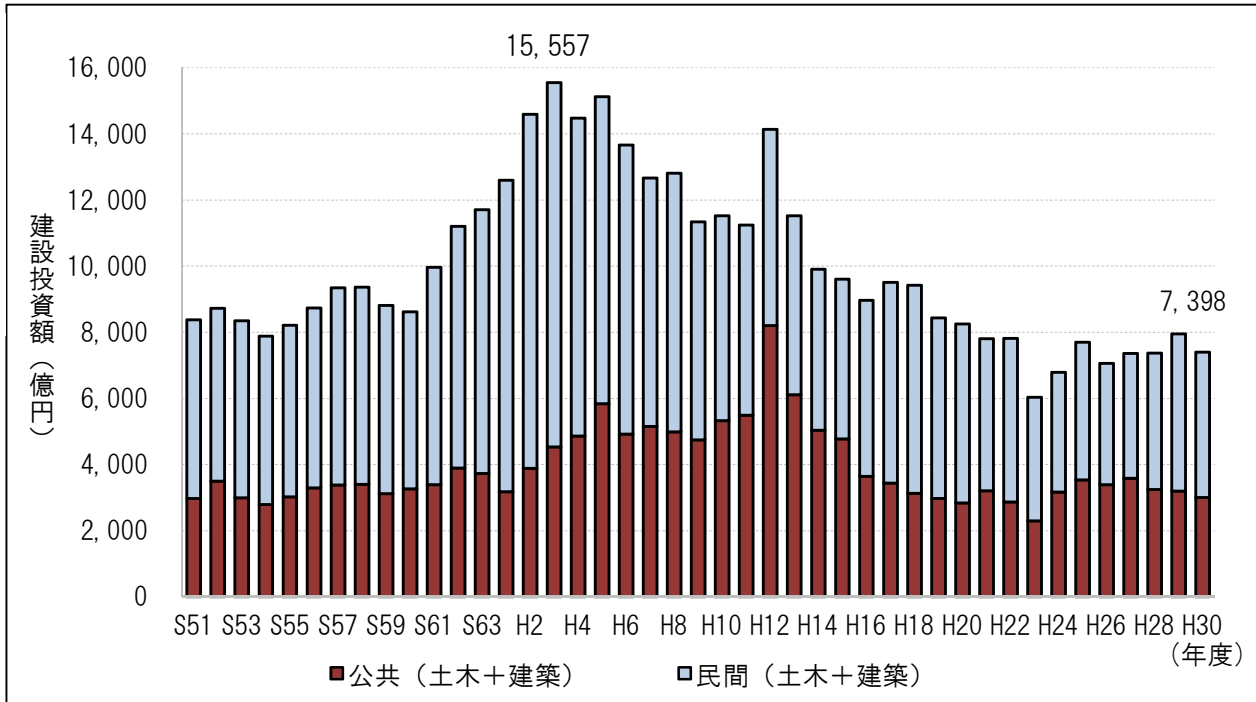
出典：総務省「平成27年国勢調査」

図 1. 建設業の地域別就業者数と全産業に占める割合

6 建設業をとりまく現状

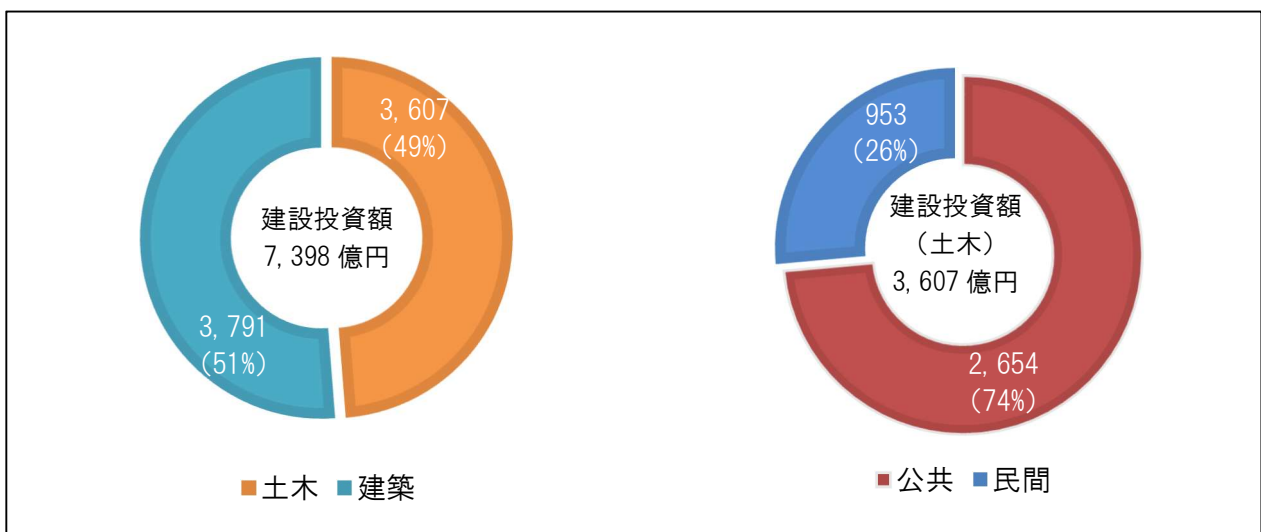
(1) 建設投資額

県内の建設投資額は、平成3年度の1兆5,557億円をピークに減少しており、平成30年度には7,398億円とピーク時の半分以下となっています。



出典：国土交通省「建設総合統計」

図 2. 県内における建設投資額(公共投資と民間投資)

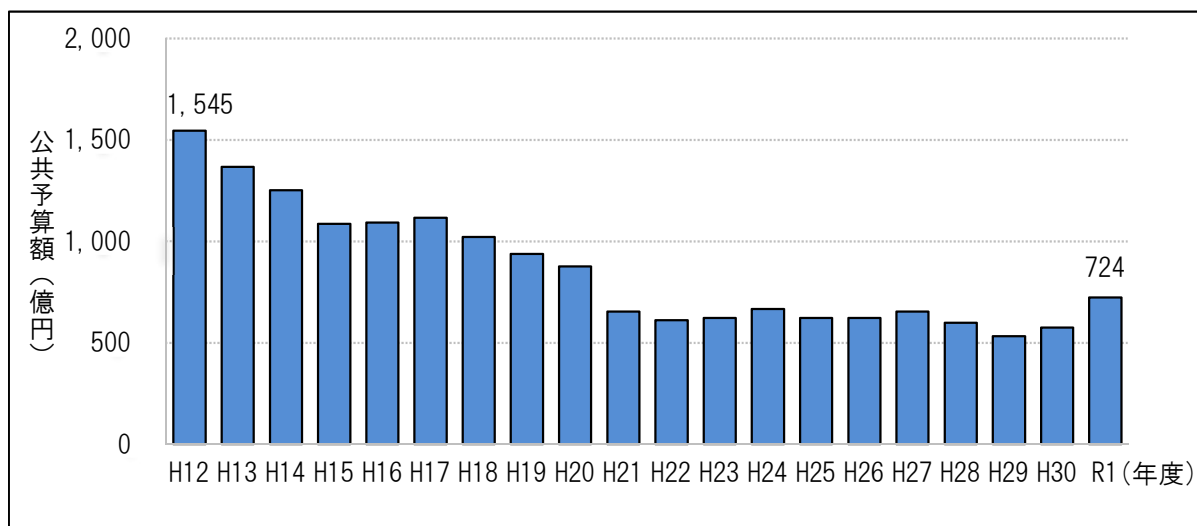


出典：国土交通省「建設総合統計」

図 3. 建設投資額の内訳 (H30)

(2) 公共予算額

三重県の公共予算額は、近年約600億円前後で推移しています。令和元年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算により前年度に比べ増となりましたが、平成12年度の1,545億円に比べると半減しています。

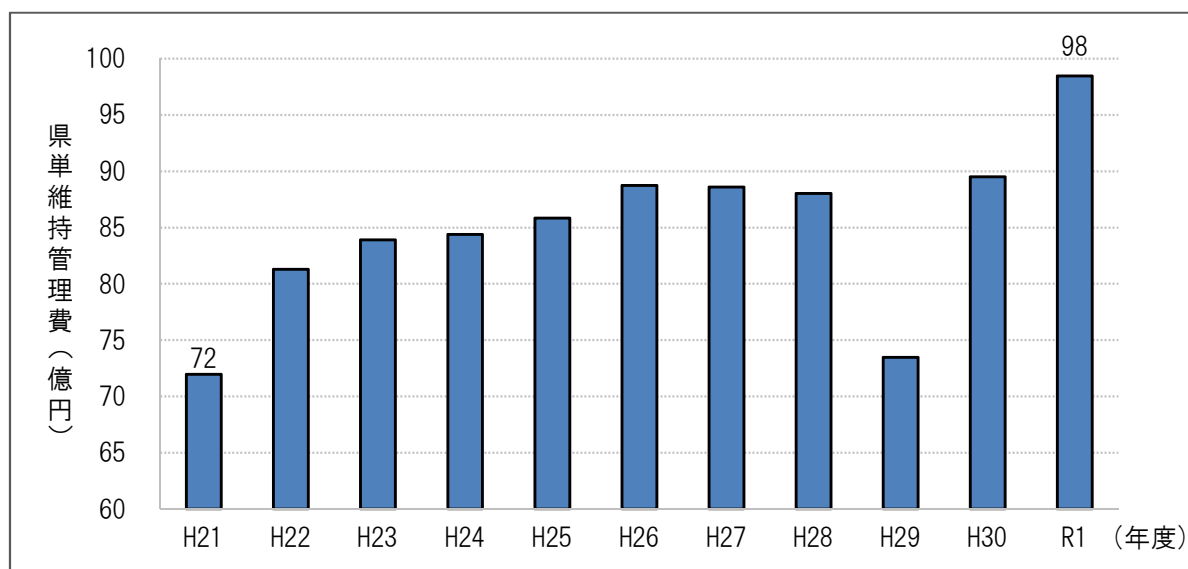


出典：三重県

図 4. 公共予算額の推移

(3) 維持管理費

県土整備部の県単維持管理費は、平成21年度は約72億円でしたが、令和元年度は約98億円に増加しています。

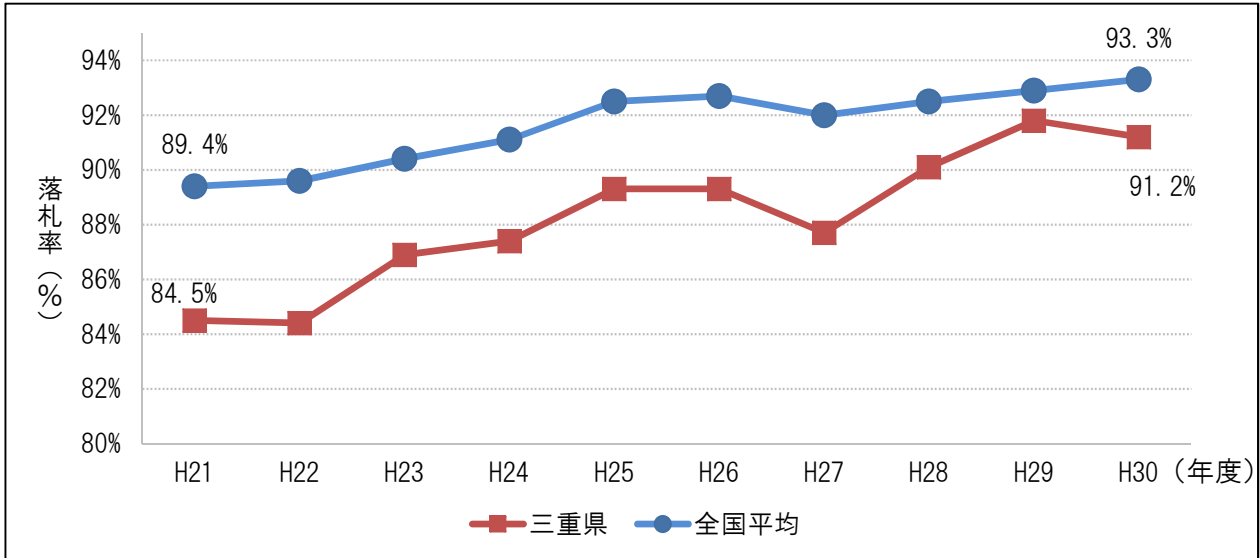


出典：三重県県土整備部

図 5. 県土整備部の県単維持管理費の推移

(4) 落札率

三重県発注工事の落札率について、平成 21 年度は 84.5%でしたが、入札契約制度の改善等（最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し等）により平成 30 年度は 91.2%まで上昇しています。しかしながら、全国平均と比べると依然として低い状況にあります。

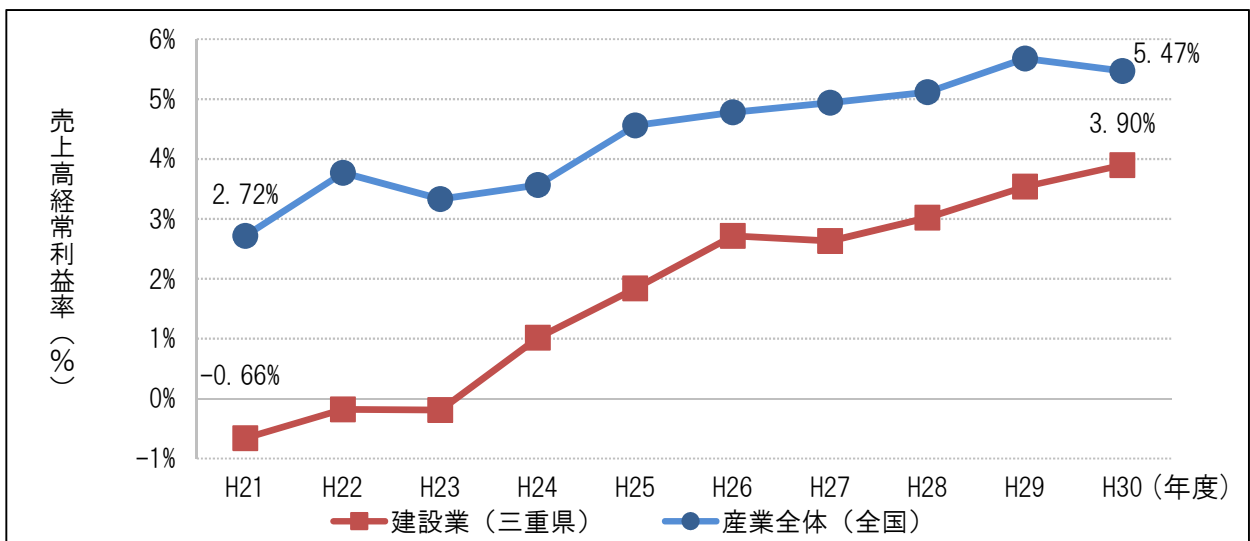


出典：三重県県土整備部

図 6. 落札率の推移

(5) 売上高経常利益率

県内の建設企業（売上高1億円以上）の売上高経常利益率の平均値は、平成 23 年度まではマイナスでしたが、平成 24 年度にプラスに転じ、平成 30 年度は 3.9%となっています。しかしながら、産業全体と比べると依然として低い値となっています。

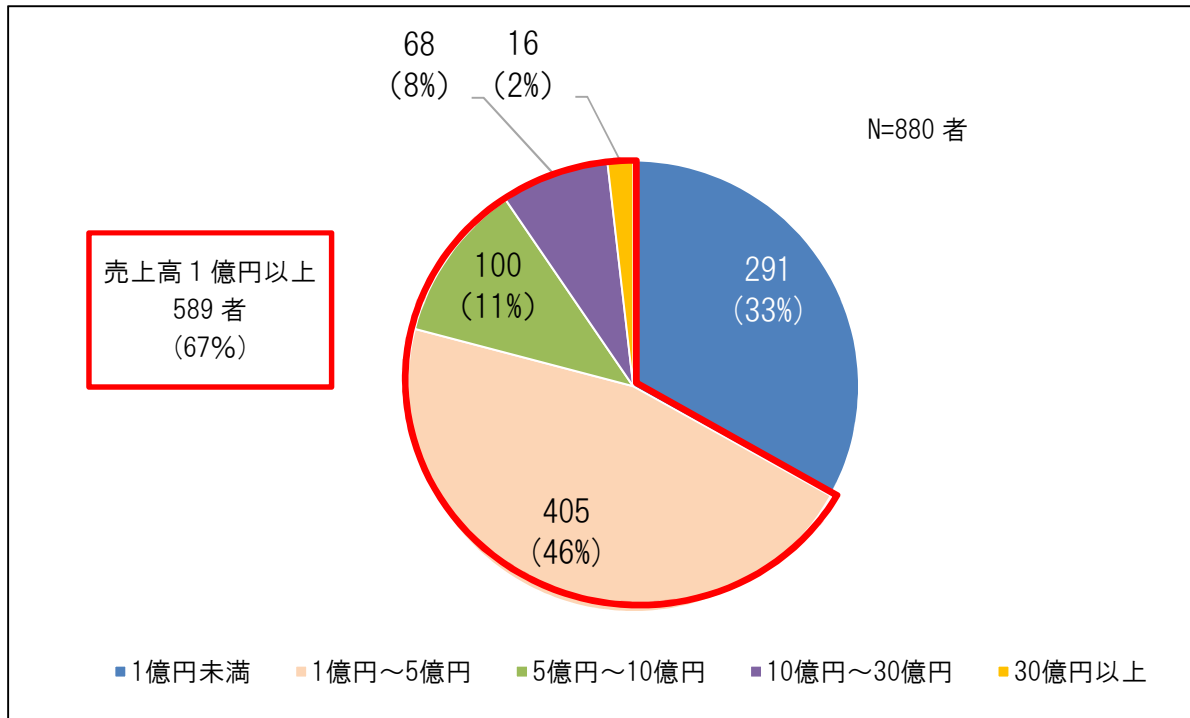


出典：東日本建設業保証株式会社、経済産業省企業活動基本調査

図 7. 売上高経常利益率の推移

(6) 売上高別企業数

建設業の財務統計指標によると、県内企業のうち売上高 1 億円以上の企業が 67% を占めています。

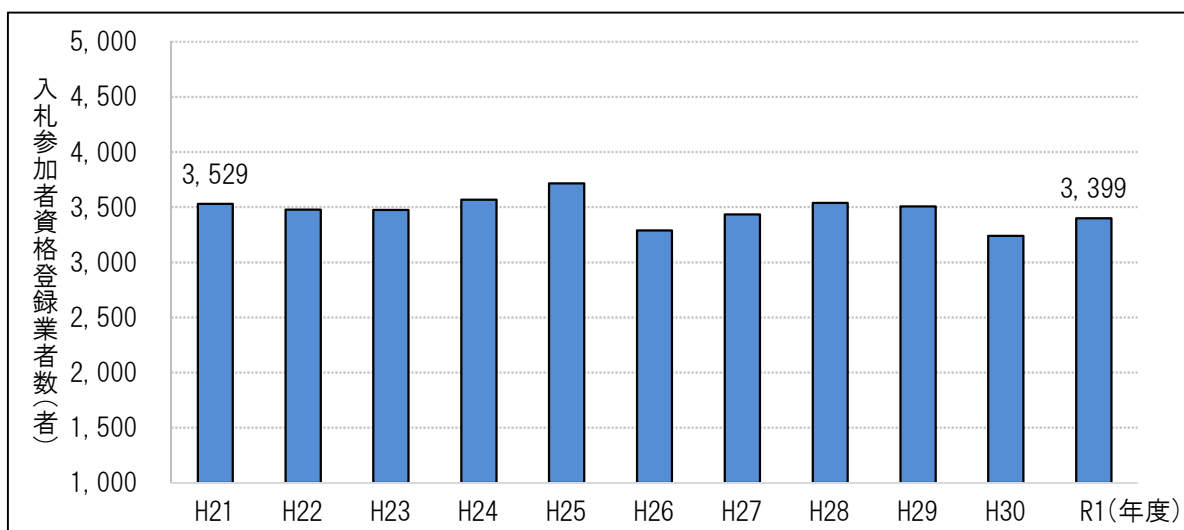


出典：東日本建設業保証株式会社

図 8. 売上高別企業数 (H30)

(7) 入札参加資格登録業者数

県内の入札参加資格登録業者数は、約 3,500 者と横ばいの状況です。

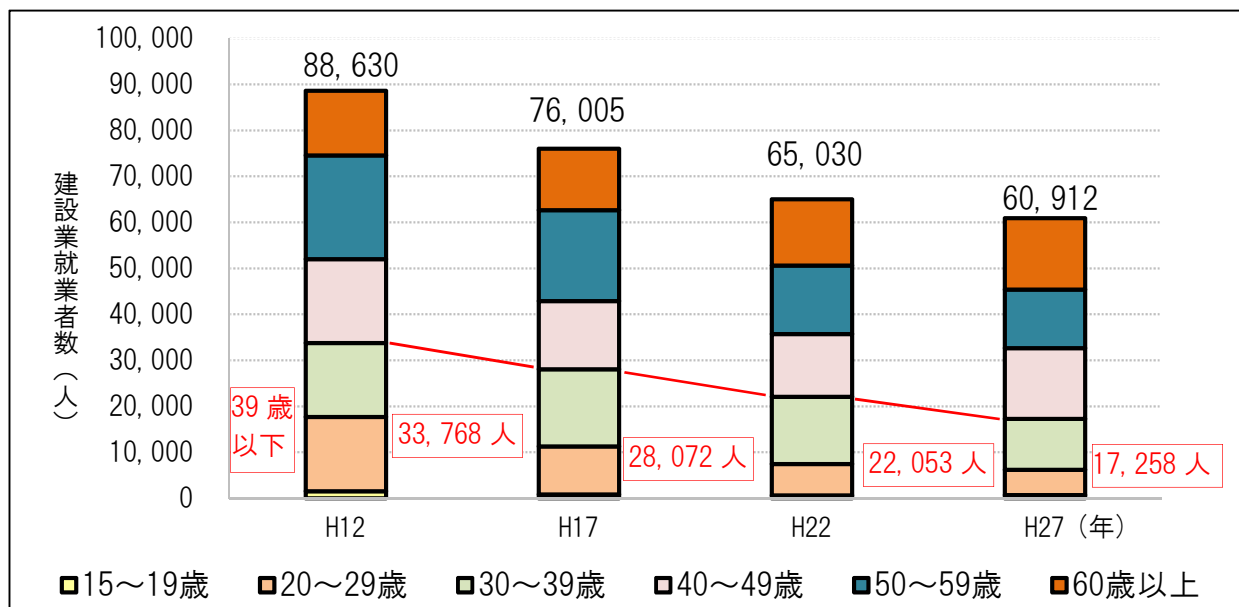


出典：三重県県土整備部

図 9. 入札参加者資格者数の推移

(8) 建設業就業者数

県内の建設業の就業者数は減少しており、特に 39 歳以下の就業者数は、平成 12 年の約 34,000 人に比べ、平成 27 年は約 17,000 人と半減しています。

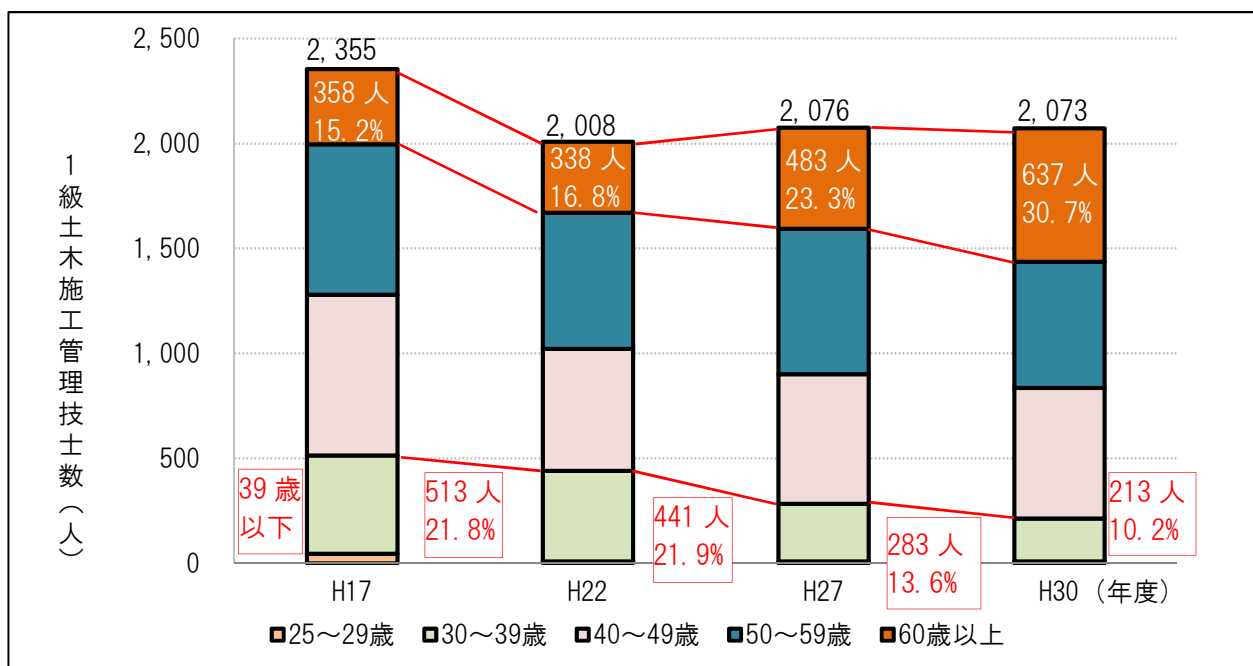


出典：総務省「国勢調査」

図 10. 県内の建設業就業者数の推移

(9) 1級土木施工管理技士数

県内の1級土木施工管理技士の60歳以上の占める割合は、平成 17 年度の 15.2% から平成 30 年度は 30.7% まで上昇しています。また、39 歳以下が占める割合は、平成 17 年度の 21.8% に比べ、平成 30 年度は 10.2% まで低下しています。

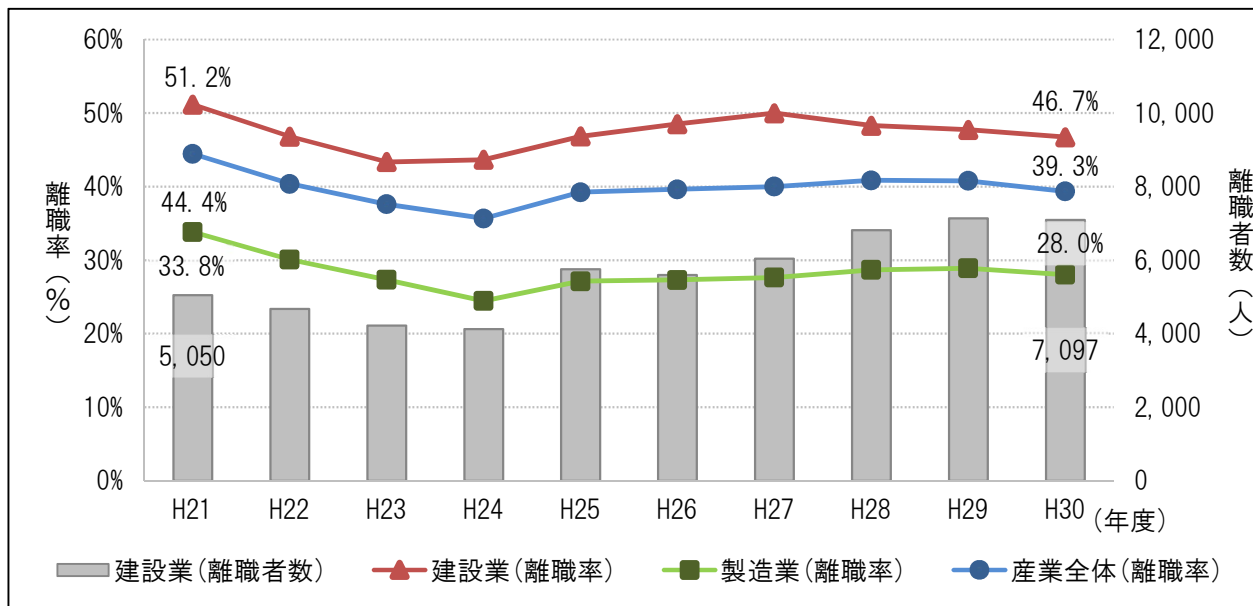


出典：三重県土木施工管理技士会

図 11. 県内の1級土木施工管理技士数の推移

(10) 新規高校卒業者の産業別離職状況

建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。また、他産業と比べて離職率は高い状況となっています。

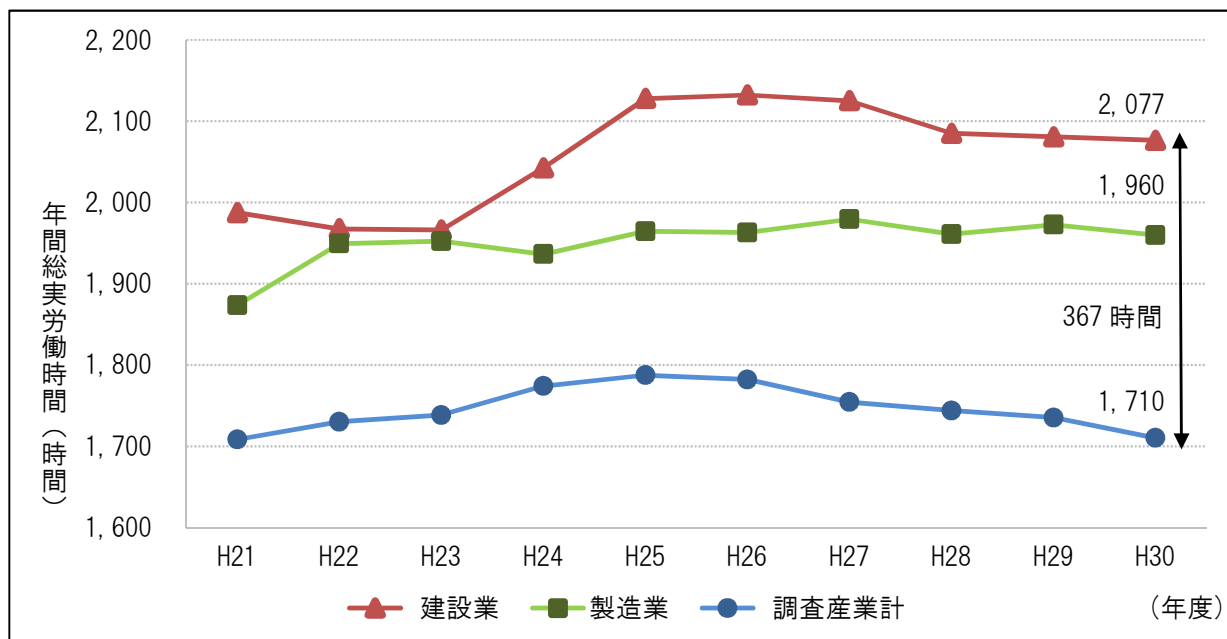


出典：厚生労働省「新規学校卒業就職者・離職状況調査結果」

図 12. 新規高校卒業者の産業別離職状況（3年目までの離職率（全国））

(11) 労働時間

県内の建設業の年間総実労働時間は、全産業平均（調査産業計）と比較して年間300時間以上、長い状況となっています。

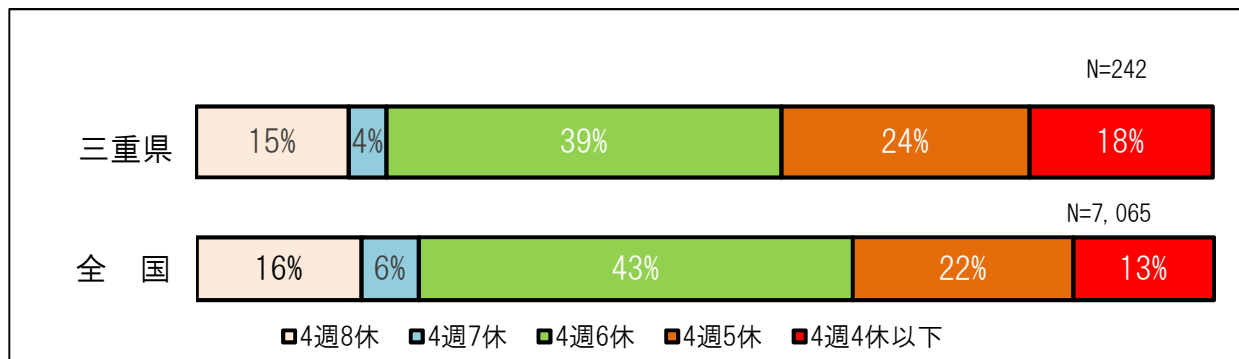


出典：三重県「毎月勤労統計調査結果」

図 13. 年間総実労働時間の推移（三重県）

(12) 休日の状況

三重県発注工事において、4週8休となっているのは15%であり、週休二日が進んでいない状況となっています。

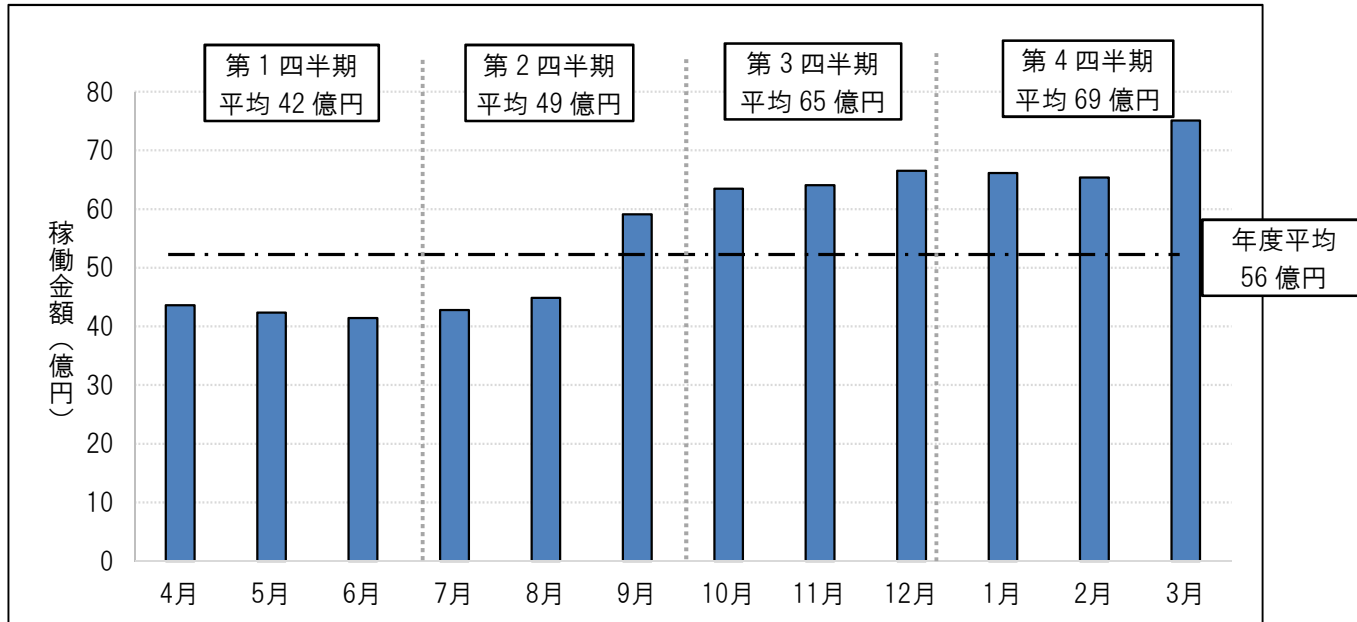


出典：東日本建設業保証株式会社「地域の守り手 アンケート調査結果」

図 14. 建設業における休日の状況 (H30)

(13) 月別稼働金額状況

三重県発注工事の平成30年度の月別稼働金額の状況は、上半期は少なく、下半期は多い状況となっています。

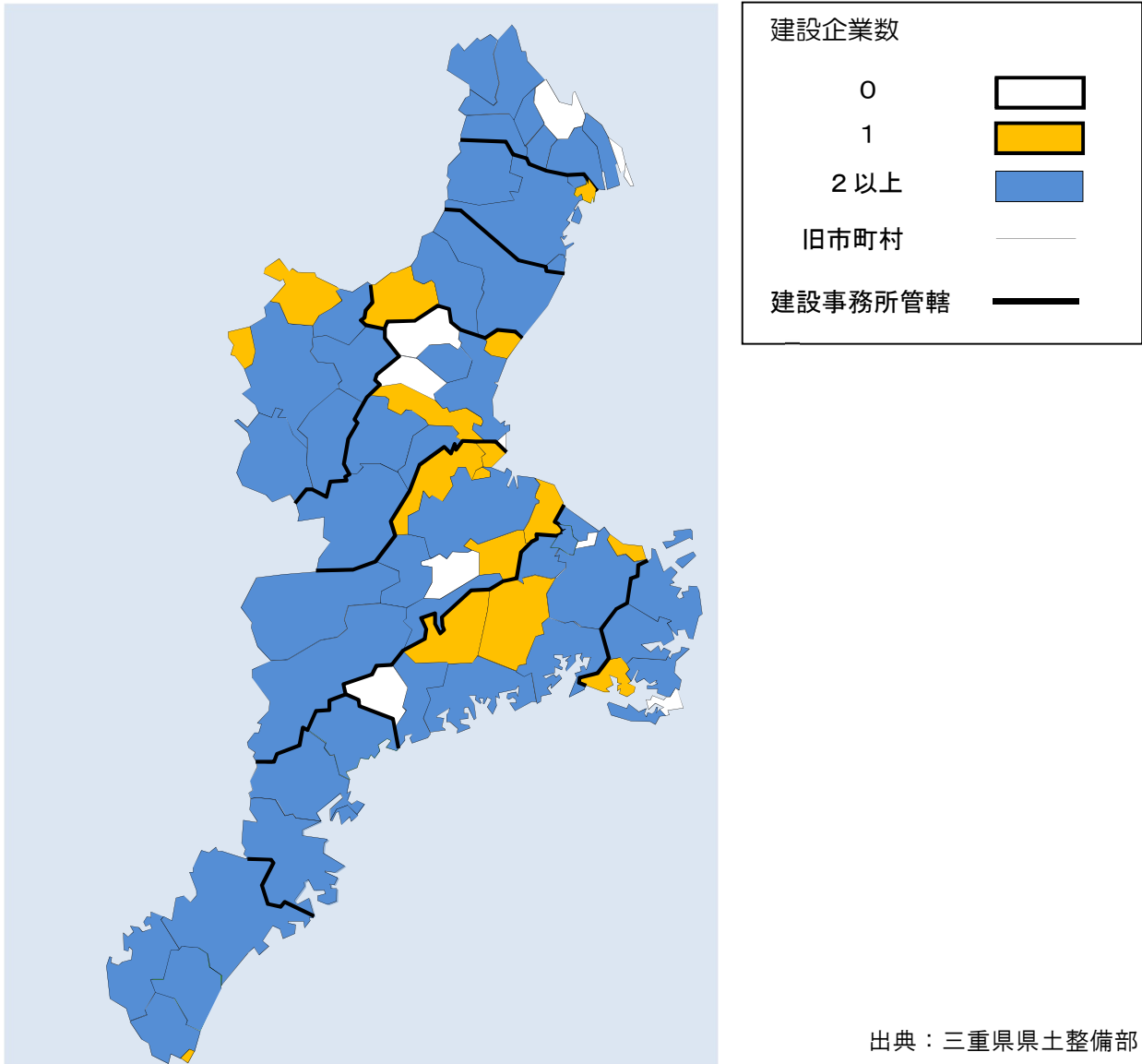


出典：三重県県土整備部

図 15. 月別稼働金額 (H30)

(14) 建設企業の分布状況

災害協定を締結している A・B ランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、令和元年度において旧 9 町村で建設企業が不存在となっています。



出典：三重県県土整備部

図 16. 災害協定を締結している A・B ランク建設企業の分布

災害協定を締結している A・B ランク建設企業不在の旧市町村（令和元年度）
木曾岬町、(旧) 多度町、(旧) 芸濃町、(旧) 美里村、(旧) 香良洲町
(旧) 勢和村、(旧) 御園村、(旧) 大内山村、(旧) 大王町

(15) 豪雨の発生状況

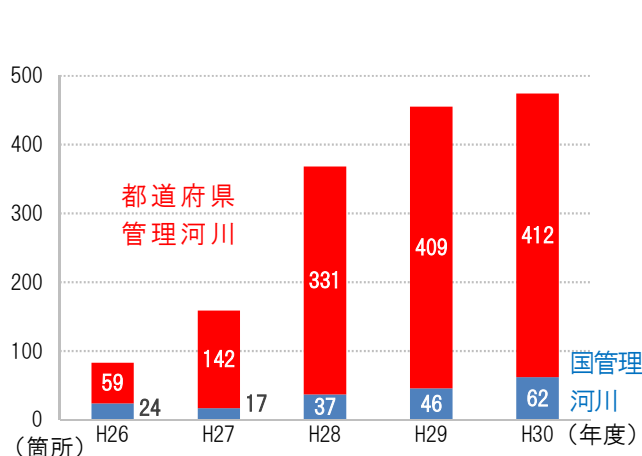
記録的短時間大雨情報（1 時間当たり 120mm）が、令和元年に三重県で9回発表され、豪雨への警戒が一層高まっています。

表 1. 令和元年 記録的短時間大雨情報（三重県）

番号	日時		発表内容
1	9月5日	0時50分	四日市市山城で1時間121ミリを観測
2	9月6日	1時00分	いなべ市付近で解析雨量120ミリ以上 菰野町付近で解析雨量約120ミリ
3	9月22日	17時10分	紀北町付近で解析雨量120ミリ以上
4	10月18日	17時10分	尾鷲で1時間124ミリを観測
5	10月18日	17時30分	紀北町付近で解析雨量 1時間約120ミリ
6	10月18日	17時30分	大台町付近で解析雨量 1時間約120ミリ
7	10月18日	21時20分	熊野市付近で解析雨量 1時間約120ミリ
8	10月18日	21時20分	尾鷲市三木里で1時間121ミリを観測
9	10月18日	21時30分	熊野市付近で解析雨量 1時間120ミリ以上 紀北町付近で1時間約120ミリ

出典：気象庁

- ◆ 氾濫危険水位を超える河川数は年々増加しています。
- ◆ 台風第19号（令和元年10月）では、国管理河川で12箇所決壊、都道府県管理河川で128箇所決壊しました。



出典：三重県県土整備部

台風第19号による浸水状況
伊勢市楠部町地内（矢田川）

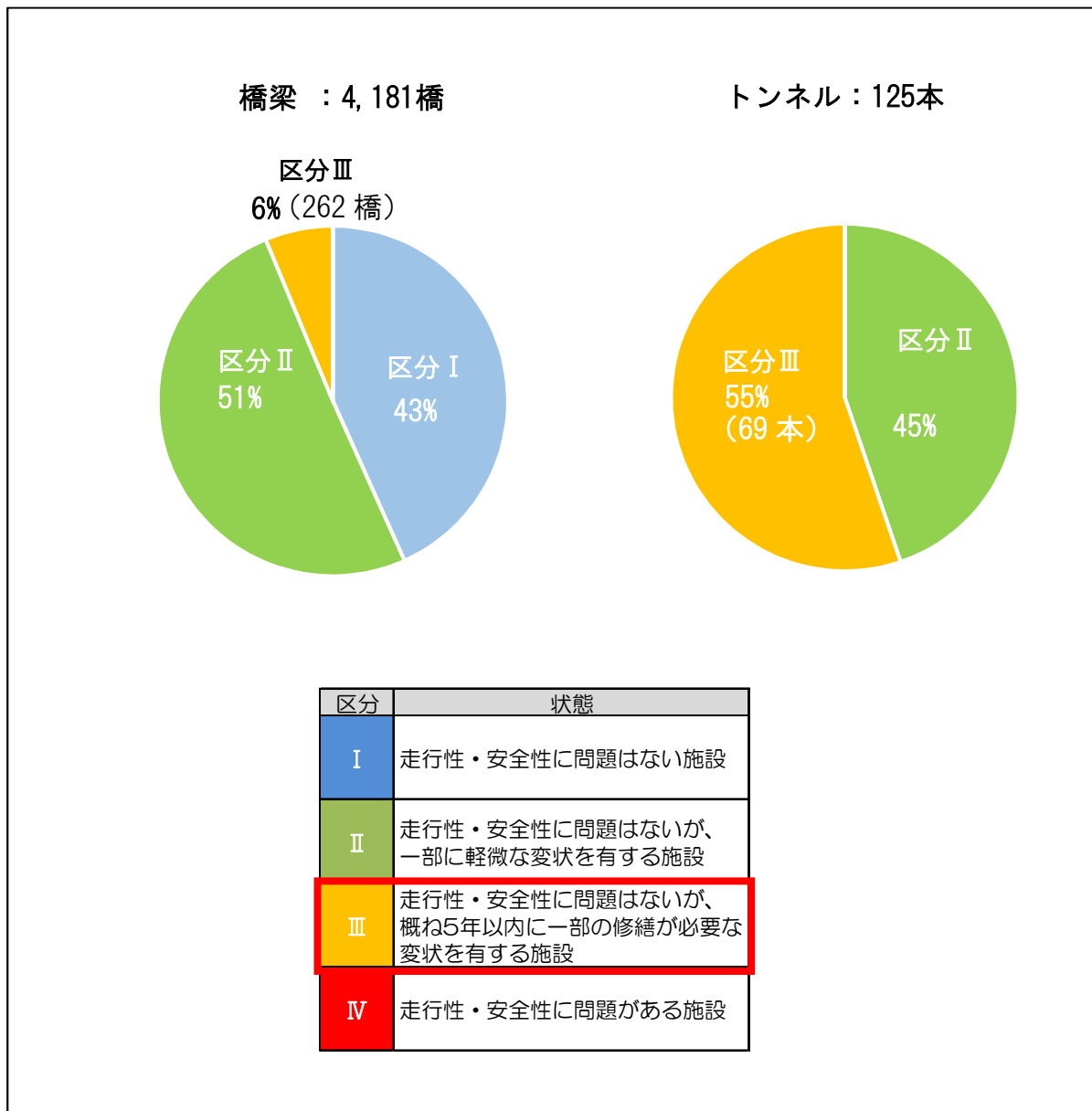


出典：伊勢市

図 17. 氾濫危険水位を超える河川の水位（全国）

(16) 道路施設の定期点検結果の状況

平成 26 年度～30 年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の6%(262橋)、トンネルでは55%(69本)となっています。



出典：三重県県土整備部

図 18. 道路施設の定期点検結果

7 建設業の課題

(1) 建設業の現状を踏まえた課題

- 県内の建設企業の多くは、公共工事に依存しており、地域維持や災害対応を担う企業の存続のため公共工事の安定的な確保が必要です。
- 県発注工事の落札率は、全国平均と比べて低い値となっています。また、売上高経常利益率も、産業全体に比べて低い値となっており、経営状況は厳しく、利潤の確保が必要です。
- 県内建設業の就業者数が減少する中、それを補うべき若年入職者の数は不十分となっており、担い手の確保が必要です。
- 技術者の高齢化と若手技術者の減少が著しく、技術の承継が必要です。
- 長時間労働の是正や、週休二日の確保が必要です。
- 月別の稼働金額に偏りが発生しており、年間を通じた平準化が必要です。
- 激甚化する水害や将来にわたる維持管理の対応には、地域に建設企業が存続する必要があります。また、緊急時は、昼夜連続での対応となることが多く、これらに対する建設企業の負担を軽減することが必要です。

(2) 新・担い手3法への対応

令和元年6月に新・担い手3法として「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正が行われました。

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働是正、i-construction[※]の推進等による生産性の向上などの課題に対応するため、改正された品確法では発注者の責務が追記されました。

<品確法における発注者の責務>

○働き方改革の推進

- 適正な工期設定
- 施工時期の平準化
- 適切な設計変更

○生産性の向上への取組

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

○災害時の緊急対応強化

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携

※ i-Construction とは、調査・設計、施工、検査、維持管理、更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて、抜本的に生産性を向上させる取組

8 前活性化プランの検証

(1) 目標の達成状況

キーワード	指 標	目 標	達成状況 (H30)
技 術 力	若手技術者の登用率 (工事における若手技術者(39歳以下)の主任 技術者、監理技術者の登用率)	21%	12.3%
地域貢献	地域維持型共同企業体での施工率 (維持修繕工事における地域維持型共同企業体 での施工率)	53%	68%
経 営 力	売上高経常利益率 (売上高1億円以上の建設企業の平均値)	2.72%	3.90%

(2) 成果と残された課題

○技術力

- ICT活用工事(土工)の試行の結果、作業工数が約30%削減され、生産性が向上する効果を確認できました。
- 県内建設企業の在職者を対象とした研修・資格取得の支援を行い、延べ907名が建設業に関わる資格を取得しました。
- 若手技術者の登用を促進するため、技術者の工事実績を評価しない工事などを試行しましたが、熟練技術者が優先して配置されたことから取組が進みませんでした。

○地域貢献

- 地域維持型業務の拡大(道路除草業務を追加)により維持修繕工事に占める地域維持型JVの施工率が上昇し、地域の建設企業による包括的な維持修繕の促進に効果がありました。
- 建設業界の取組として組織的な災害対応訓練が実施されました。

○経営力

- 債務負担行為の活用や余裕期間設定工事の試行により、県発注工事の施工時期の平準化は一定図られました。
- 最低制限価格の上限撤廃などにより、落札率や売上高経常利益率が上昇し、適正な利潤の確保に一定の効果がありました。
- インターンシップや現場見学会への支援により、高校生の入職促進に努めましたが、若手入職は進んでいません。
- 週休二日制の試行工事の結果、現場閉所の取組は概ね達成できましたが、半数以上の労働者が他の現場に従事するなど休みが取れていない状況です。

9 取組方針

「建設業の現状を踏まえた課題」、「新・担い手3法への対応」、「前活性化プランの検証」を踏まえ、5つの取組方針により建設業の活性化を進めます。

(1) 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

(2) 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

(3) 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

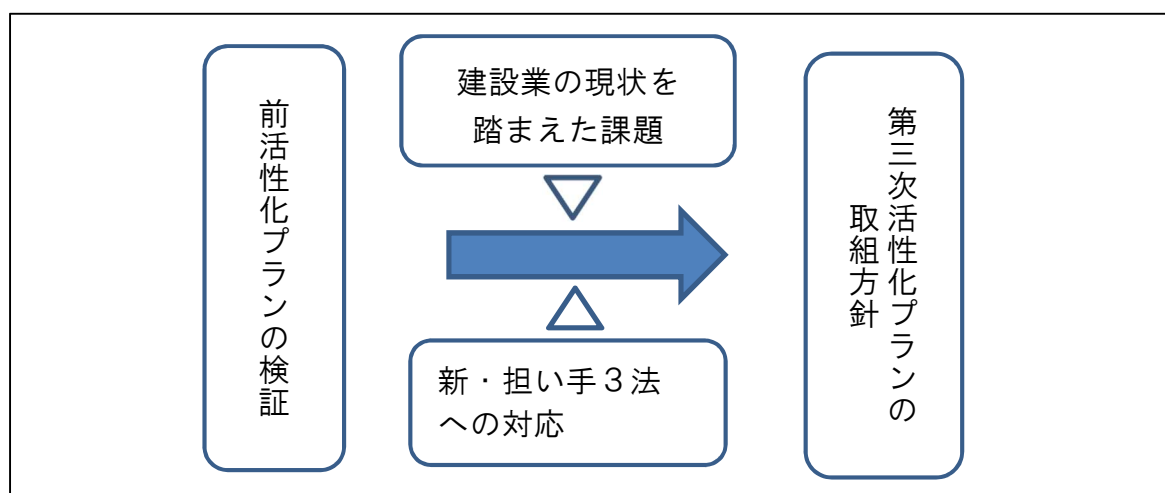
社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

(4) 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

(5) 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。



10 取組目標

5つの取組方針にそれぞれ目標を定め、計画期間中の毎年の進捗状況を見える化します。

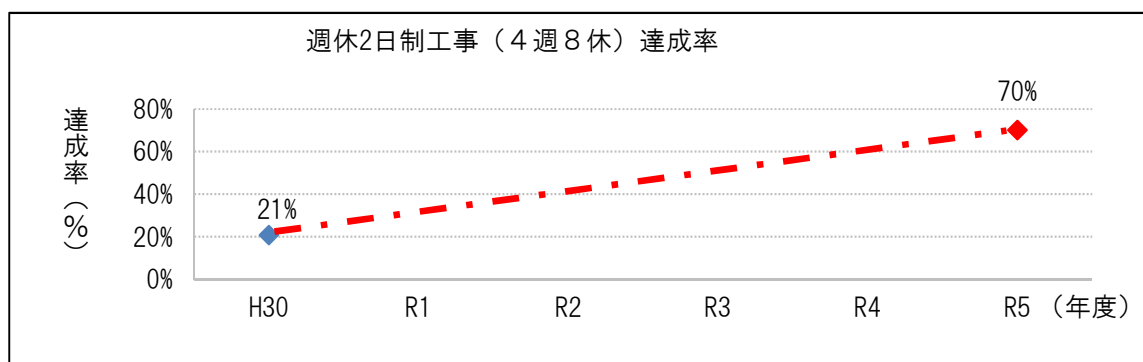
(1) 担い手確保や労働環境改善の取組

若者の入職や定着には、週休二日などの労働環境改善が必要なことから、月二回土日完全週休二日制工事※における4週8休の達成率を目標項目とします。

※月二回土日完全週休二日制工事とは、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月二回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする工事

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
週休二日制工事(4週8休)達成率	21%	40%	50%	60%	70%

週休二日制工事(4週8休)達成率=4週8休を達成した工事件数/月二回土日完全週休二日制工事件数

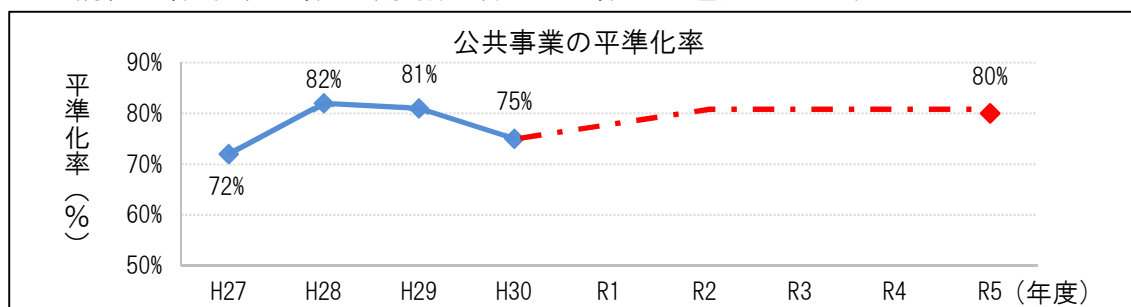


(2) 生産性向上への取組

限られた人材、資機材を効率的に活用するためには、年間を通して工事量が安定する必要があることから、公共事業の平準化率を目標項目とします。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
公共事業の平準化率	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

公共事業の平準化率(稼働金額)=年度の4~6月期の平均稼働金額/年度の平均稼働金額
(稼働金額:契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの)

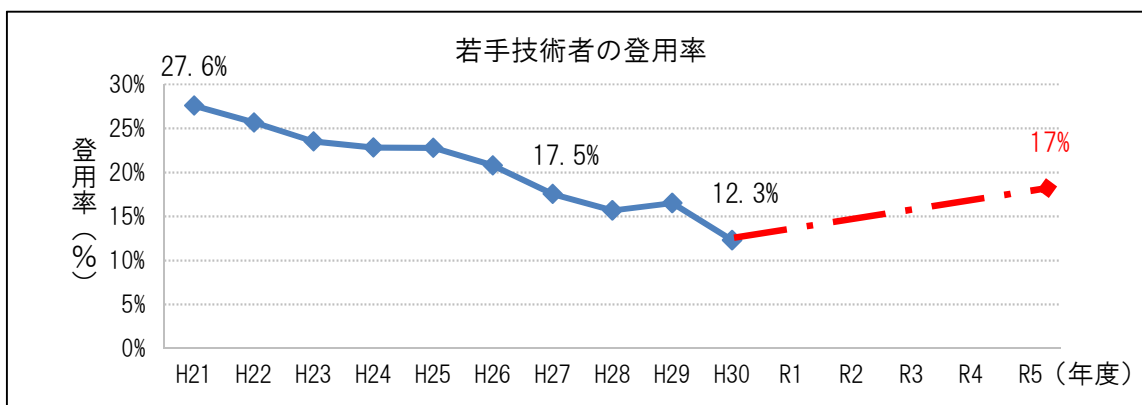


(3) 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

技術の承継を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者としての登用率を目標項目とします。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
若手技術者の登用率	12.3%	14%	15%	16%	17%

若手技術者の登用率＝若手技術者配置工事件数／県発注工事件数（土木一式）

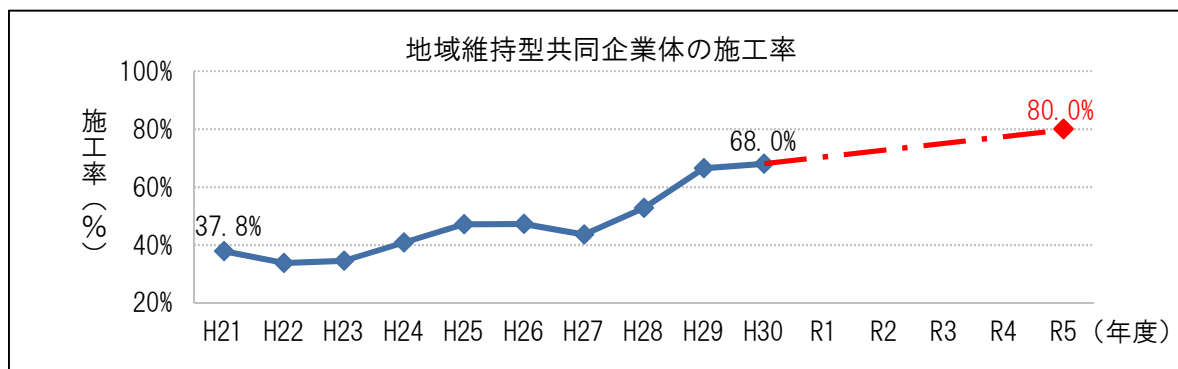


(4) 地域維持や災害対応への体制強化の取組

将来にわたって地域の安全・安心を確保するためには、組織的な地域維持の体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を目標項目とします。

目標項目	現状値	目標値			
	H30	R2	R3	R4	R5
地域維持型共同企業体の施工率	68%	73%	75%	78%	80%

地域維持型共同企業体の施工率＝地域維持型業務委託の契約額／全維持修繕契約額



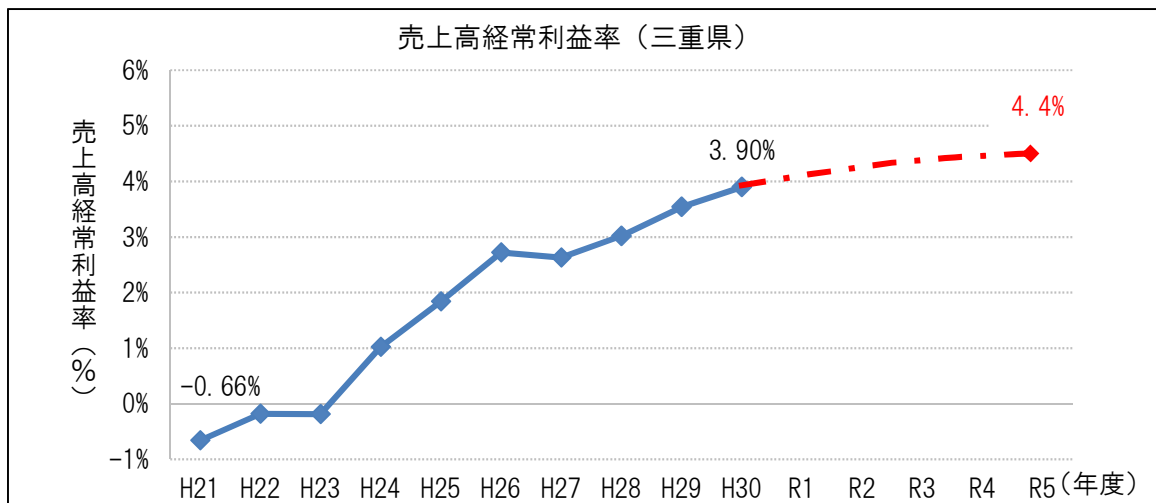
※平成26年度までは全維持修繕契約額に対する雪氷業務委託と小規模業務委託の契約額の割合

(5) 適正な利潤の確保や安定経営への取組

厳しい経営状況に置かれている建設業が未来に存続するためには、利潤の確保による安定経営が必要なことから、県内建設企業（売上高1億円以上）の売上高経常利益率の平均値を目標項目とします。

目 標 項 目	現状値	目 標 値			
	H30	R2	R3	R4	R5
売上高経常利益率	3.9%	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%

売上高経常利益率＝県内建設企業（売上高1億円以上）の売上高経常利益率の平均値



11 取組施策

将来ビジョンの実現に向け、5つの取組のもとに20の施策を進めます。

将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」

取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

- ①若手入職者確保・育成（定着）の支援
 - 1 建設企業と教育機関との連携の支援
 - 2 入札契約制度の改善
 - 3 建設業の魅力発信の支援
- ②長時間労働の是正と労働環境改善
 - 1 週休二日制工事の拡大
 - 2 適正な下請契約の促進

取組2 生産性向上への取組

- ①生産性の向上
 - 1 施工時期の平準化
 - 2 書類の簡素化等
- ②建設現場での情報通信技術の活用
 - 1 ICT 活用工事の推進
 - 2 BIM/CIM の導入に向けた検討

取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

- ①若手技術者の登用の促進
 - 1 入札契約制度の改善
 - 2 建設キャリアアップシステムの活用
- ②新技術（情報通信技術等）の活用
 - 1 ICT 活用工事の推進【再掲】
 - 2 BIM/CIM の導入に向けた検討【再掲】

取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

- ①地域維持への体制強化
 - 1 地域維持型業務委託・工事の改善
- ②災害対応への体制強化
 - 1 建設企業の災害対応力の維持・向上
 - 2 複数の建設企業による災害対応訓練への支援

取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

- ①適正な利潤の確保
 - 1 ダンピング受注の防止
 - 2 適正な予定価格の設定と適切な設計変更
- ②計画的な入札参加の促進
 - 1 発注見通しの改善
- ③受注機会の確保
 - 1 入札契約制度の改善

第三次活性化プラン・取組施策

取組 1	担い手確保や労働環境改善の取組
<p>建設就業者の高齢化や高齢者の大量離職に備えた担い手の確保が喫緊の課題となっています。建設企業は計画的・継続的な新規採用が困難であり、建設企業による教育機関との連携が不十分となっています。また、長時間労働の是正、労働者の処遇改善など、働き方改革への対応が課題です。</p> <p>県としては、若手入職者の確保・育成（定着）の支援や、長時間労働の是正と労働環境改善に取り組みます。</p>	

① 若手入職者確保・育成（定着）の支援

施 策 項 目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	建設企業と教育機関との連携の支援	実施	→	→	→
2	入札契約制度の改善	検討	→	実施	→
3	建設業の魅力発信の支援	実施	→	→	→

施策内容

- 1 ・産学官で構成する「三重県建設産業担い手確保・育成協議会」を活用し、教育機関との連携によるインターンシップや出前講座（実習授業の充実）などを支援します。
- 2 ・総合評価方式において、担い手確保、育成に取り組む建設企業の評価を検討します。
- 3 ・小中学生や保護者等を対象とした現場見学会などを開催します。
・建設企業の女性技術者と女子学生との交流会を開催します。

② 長時間労働の是正と労働環境改善

施 策 項 目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	週休二日制工事の拡大	実施	→	→	→
2	適正な下請契約の促進	実施	→	→	→

施策内容

- 1 ・月二回土日完全週休二日制工事を段階的に拡大します。
・月二回土日完全週休二日制工事において、4週8休を達成した工事を工事成績で評価します。
・市町発注工事での週休二日制工事の促進を要請します。
- 2 ・適正な下請契約（適切な工期の確保、標準見積書の活用など）を促進します。
・建設キャリアアップシステム^{*}の建設現場での活用を促進します。
・技能労働者の賃金の実態（工事全体に占める労務費など）を調査します。

^{*}建設キャリアアップシステムとは、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステム

第三次活性化プラン・取組施策

取組2	生産性向上への取組
<p>建設現場での技術者の高齢化と若手技術者の経験不足、技能労働者不足により円滑な公共工事の執行が困難となることが危惧されます。</p> <p>このため、担い手不足を補完する i-Construction の推進等による生産性の向上を図る必要があります。</p> <p>県としては、生産性の向上や、建設現場での情報通信技術の活用に取り組みます。</p>	

① 生産性の向上

施 策 項 目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	施工時期の平準化	実施	→	→	→
2	書類の簡素化等	検討	実施	→	→

施策内容

- 1
 - ・施工時期の平準化の取組「さしすせそ」※を推進します。
 - ・市町発注工事の施工時期の平準化の取組を要請します。
 - ・現場技術者の効率的な配置を促すため、配置予定技術者の要件を緩和します。
 - ※「さしすせそ」の取組
 - (さ) 債務負担行為の活用
 - (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)
 - (す) 速やかな繰越手続き
 - (せ) 積算の前倒し
 - (そ) 早期執行のための目標設定(執行率の設定、発注見通しの公表)
- 2
 - ・契約、工事関係書類の簡素化を推進します。

② 建設現場での情報通信技術の活用

施 策 項 目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	ICT 活用工事の推進	実施	→	→	→
2	BIM/CIM※の導入に向けた検討	検討	→	→	実施

施策内容

- 1
 - ・ICT 活用工事（土工）の定着に向け、受発注者向けの研修会を開催します。
 - ・ICT 活用工事を土工以外の他工種に拡大します。
 - ・ICT 施工に係る積算の適正化を図ります。
 - ・ICT 活用工事の実施状況をふまえ、総合評価方式において ICT 活用工事の評価を検討します。
- 2
 - ・国土交通省の取組状況などを調査し、BIM/CIM の導入に向けて検討します。

※BIM/CIM とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても情報を充実させながらこれを活用すること。

第三次活性化プラン・取組施策

取組3	技術の承継や新技術の活用に向けた取組
<p>建設現場では、高齢者の増加や若年層の減少が進行しており、これまで現場を支えてきた技術・技能の承継が課題となっています。また、受注を優先し若手技術者登用に積極的でない企業もあります。</p> <p>県としては、若手技術者の登用の促進や、新技術（情報通信技術等）の活用に取り組みます。</p>	

① 若手技術者の登用の促進

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	入札契約制度の改善	検討	実施	→	→
2	建設キャリアアップシステムの活用	検討	→	実施	→
<p>施策内容</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手技術者の登用を促すため入札契約制度を改善（インセンティブを付与）します。 若手技術者部門の創設など、優良工事表彰制度を見直します。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムの建設現場での活用を促進します。【再掲】 					

② 新技術（情報通信技術等）の活用

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	ICT 活用工事の推進【再掲】	実施	→	→	→
2	BIM/CIM の導入に向けた検討【再掲】	検討	→	→	実施
<p>施策内容</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT 活用工事（土工）の定着に向け、受発注者向けの研修会を開催します。 ICT 活用工事を土工以外の他工種に拡大します。 ICT 施工に係る積算の適正化を図ります。 ICT 活用工事の実施状況をふまえ、総合評価方式において ICT 活用工事の評価を検討します。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の取組状況などを調査し、BIM/CIM の導入に向けて検討します。 					

第三次活性化プラン・取組施策

取組 4	地域維持や災害対応への体制強化の取組
<p>緊急修繕・雪氷対策・除草業務など適正な公共土木施設の維持管理により、将来にわたって地域の安全・安心を確保する必要があります。また、近年、頻発する局地的豪雨や南海トラフ地震等による災害対応など地域の安全・安心の確保の重要性が増しています。これらの対応には、休日・夜間の作業等の負担もあり、個々の建設企業の経営を圧迫しています。</p> <p>県としては、地域維持への体制強化や、災害対応への体制強化に取り組みます。</p>	

① 地域維持への体制強化

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	地域維持型業務委託・工事の改善	検討	実施	→	→
<p>施策内容</p> <p>1 ・地域の維持管理を担う建設企業の体制強化のために、地域維持型業務委託・工事の課題を検証し改善します。</p>					

② 災害対応への体制強化

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	建設企業の災害対応力の維持・向上	検討	実施	→	→
2	複数の建設企業による災害対応訓練への支援	実施	→	→	→
<p>施策内容</p> <p>1 ・建設企業の事業継続計画（BCP）策定を促進します。</p> <p>2 ・複数の建設企業による組織的な災害対応訓練等を支援します。</p>					

第三次活性化プラン・取組施策

取組 5	適正な利潤の確保や安定経営への取組
<p>建設業の売上高経常利益率は、産業全体と比べると低く経営基盤の強化が課題となっています。建設企業の多くが公共工事に依存しており、その経営力は地域の公共事業費に大きく影響されることから、地域維持に必要な公共工事の安定的な確保に努める必要があります。また、三重県の公共工事の落札率は他県に比べ低い状況にあります。</p> <p>県としては、適正な利潤の確保や、計画的な入札参加の促進、受注機会の確保に取り組めます。</p>	

① 適正な利潤の確保

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	ダンピング受注の防止	実施	→	→	→
2	適正な予定価格の設定と適切な設計変更	実施	→	→	→
<p>施策内容</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査制度等を適切に運用（調査基準価格の改正など）します。 市町へ改正品確法に基づくダンピング受注の防止（適切な低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定など）を要請します。 予定価格の事後公表を検証し拡大を検討します。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な利潤を確保することができるよう、労務費や建設資材などの設計単価を早期に改訂し、適正な予定価格の設定をするとともに、適切な設計変更を実施します。 市町へ改正品確法に基づく適正な予定価格や工期の設定、適切な設計変更などを要請します。 					

② 計画的な入札参加の促進

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	発注見通しの改善	検討	実施	→	→
<p>施策内容</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事発注見通しの公表時期と記載内容を改善します。 					

③ 受注機会の確保

施策項目		実施スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
1	入札契約制度の改善	実施	→	→	→
<p>施策内容</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の一括審査方式、価格競争方式の一抜け方式により受注機会を確保します。 建設事務所管内の建設企業のみを対象とする特定建設共同企業体制度について導入を検討します。 入札契約制度について、総合評価方式の見直しも含め、状況変化に応じた入札制度の改善と適切な運用を図ります。 					

(参考資料)

三重県建設産業活性化プラン検討会議

(1) 設置要領

(設置)

第1条 三重県の地域における建設業のあるべき姿を実現するための施策をまとめた「三重県建設産業活性化プラン」(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、プランの策定に関する事項について、意見を述べるものとする。

(委員の委嘱、任期)

第3条 委員は、優れた見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 前項の規定に関わらず、会議が必要と判断した場合においては臨時的に第三者を委員とすることができる。

3 委員の任期は、会議解散時までとする。

4 委員は、その職務を遂行するにあたっては公正不偏の立場で検討・議論をしなければならない。

5 委員について、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、会議に参加することができる。

(委員長)

第4条 会議に委員長をおき、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、会議を総括する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて知事が招集し開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、県土整備部公共事業運営課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月29日から施行する。

(2) 委員名簿

役職	氏名	分野
三重大学大学院 生物資源学研究所 教授	酒井 俊典	学識経験者
東日本建設業保証株式会社 三重支店長	松井 博孝	金融関係
三重県信用保証協会 専務理事	真伏 利典	金融関係
公益財団法人三重県産業支援センター 常務理事	濱口 正典	産業・経営
株式会社百五総合研究所 主任研究員	小林 ゆかり	シンクタンク
三重県働き方改革推進アドバイザー 株式会社 CREA 代表取締役	柴田 佐織	働き方改革
県立津工業高等学校 建設工学科 科長	庄司 賢人	若手入職
一般社団法人三重県建設業協会 労働委員会委員長	杉本 弘次	建設業関係
市町（発注者協議会） 亀山市産業建設部土木課参事	久野 友彦	行政
三重県県土整備部 部長	渡辺 克己	行政

令和2年2月20日現在

(3) 開催経過

- 第1回 令和元年 11月 5日
- 第2回 令和元年 12月 2日
- 第3回 令和2年 2月 20日

第三次三重県建設産業活性化プラン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

令和2年4月

三重県

(事務局：三重県県土整備部公共事業運営課)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

電話番号 059-224-2915

FAX 059-224-3290

E-mail jigyos@pref.mie.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/>